

おたる国際福祉・観光専修学院 学生表彰規程

(令和8年2月17日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、おたる国際福祉・観光専修学院（以下「本学」という。）学則施行細則第21条第2項に基づき、学生表彰（以下「表彰」という。）に関する必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 校長は、本学の学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この者の業績を称え、表彰することができる。

- (1) 本学における学業の成果が特に優れていると認められる者
- (2) 履修届けを提出しているすべての授業科目の授業を1年間皆勤した者
- (3) 学業以外の分野で特に優れた成果を挙げた者
- (4) その他、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (5) 前34号に定めるもののほか、特に表彰に値すると認められる者

(表彰者の推薦)

第3条 教員は、前条の表彰基準に該当する者があると認める場合には、別紙様式の推薦書により、この者を校長に推薦することができる。

(表彰の手続)

第4条 学務委員会は、毎年度、表彰について審議し、該当者を教員会議に付議するのとする。校長は、教員会議の承認を経て、表彰を決定する。

(表彰の方法・時期)

第5条 表彰は、校長による表彰状の授与を以て行う

- 2 校長は、表彰状の授与に合わせて記念品を贈呈することができる。
- 3 表彰は、卒業式の日に行う。ただし、特別な事情がある場合には、この限りでない。

(事務組織)

第6条 表彰に関する事務は、法人事務局学務部が所掌する。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、学生の表彰に関する事項は、学務委員会が定める。

(附則)

- 1 この規程は、令和8年4月1日より施行する。

別紙様式

表 彰 者 推 薦 書

年 月 日

おたる国際福祉・観光専修学院校長 殿

推薦者氏名

おたる国際福祉・観光専修学院学生表彰規程第3条の規定に基づき、下記の者を
表彰候補者として推薦いたします。

記

1 候補者氏名 第 学年 学生番号

氏 名

2 表彰基準 学生表彰規程第2条 号

3 推薦の理由